

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社西原環境

業者の住所 : 東京都港区海岸3-20-20

2 指名停止の期間 : 令和4年8月5日～令和4年8月18日(2週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 中部地区

### 4 事実概要

当該業者は、豊橋市発注の下水処理施設の運転保守委託業務において、必要な安全措置を講じず、作業員が汚水槽に転落する死亡事故を発生させたことから、労働安全衛生法違反で公訴を提起され、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

#### 別表第1 事故等に基づく措置基準

| 措置要件  | 期間及び措置対象地区                     |
|---|--------------------------------|
| 1～7 省略  | 省略                             |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内 |

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)